

DMOなんじょうNFT・トークン基盤システム等導入業務 企画提案募集要項

以下のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続きを実施する。

令和8年2月2日

DMOなんじょう株式会社
代表取締役社長 知念 厚

1 業務の目的

本業務は、南城市における観光DXの推進及び関係人口の創出・拡大を目的として、Web3技術（NFT・トークン等）を活用した観光地域づくりDX基盤を導入するものである。

NFTを活用したデジタル住民証、体験型商品、ネーミングライツ商品等の造成を通じて、市民・事業者・関係人口が継続的にDMOなんじょうの取組みと関わる仕組みの構築や、DMOなんじょうの収益源の創出を目的とする。

2 業務の内容

(1) 業務名

観光地域づくりDX基盤（NFT・トークンシステム）導入業務

(2) 業務内容

別紙仕様書に基づき、NFT発行・管理機能、トークン発行・受け渡し機能、オンラインコミュニティ連携機能を有するSaaS型基盤を導入する。

(3) 予算上限額

金1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 企画提案また契約に係る日程（以下すべて令和8年）

公募開始：2月2日(月)

企画提案書提出期限：2月12日(木) 17時まで

審査・ヒアリング：2月13日(金)～16日(月)

選定結果通知：2月17日(火)

契約：2月23日(月)まで

コミュニティPF試験運用開始：3月2日(月)

NFT・トークン基盤システム試験運用開始：3月13日(金)

公開：3月26日(木)、27日(金) ※ 「Tourism × Web3 Summit」にて紹介、NFT配布等

報告書提出：3月31日(火)

4 企画提出

(1) 提案参加資格

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

ウ 過去5年間に於いて、同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。

エ 公的機関または観光・地方創生分野での業務実績を有すること。

(2) 企画提案書の提出先

応募フォームは以下とする

- ・フォーム：<https://forms.gle/V7yhB38Darp62HvV6>
- ・連絡先：一般社団法人日本Web3ツーリズム協会
担当岩下：電話番号 080-6664-4457 メールアドレス iwashita@nfttourism.net

(3) 具体的な委託内容

別紙「DMOなんじょう(株) NFT・トークン基盤システム導入業務委託仕様書」による。
<https://docs.google.com/document/d/1fm8u55qn86X8PMg1y7ZWUQffivv04jeUBcECNxOxBOk/>

5 審査方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーション内容について、選定委員会により総合的に評価し、受託候補者を選定する。

6 契約

最優秀提案者と協議のうえ、契約を締結する。

7 その他

企画提案に要する費用は提案者の負担とする。

提出された書類は返却しない。

本要項に定めのない事項については協議のうえ決定する。

以上